

学校法人聖カタリナ学園聖カタリナ学園高等学校
ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、聖カタリナ学園高等学校(以下「本校」という。)に所属する生徒、職員(以下「構成員」という。)が、個人として尊重され、互いの信頼のもとに就学・就労に勤しむことができるような環境を作ることを目的とするものであり、ハラスメントの発生を防止するとともに、万一ハラスメントが発生した場合の事後の対応を定めるものである。

(定義)

第 2 条 前条のハラスメントとは、次の各号に定めるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

就学・就労の環境を損なうような、相手の意に反する性的言動

また、職務上の地位を利用して、性的いやがらせ(性的要求を含む)をすること、及びそれへの対応によって相手に勉学・課外活動・勤務等に関する利益又は不利益を与える行為

(2) パワー・ハラスメント

力関係において、上位の者が下位の者に行うハラスメント行為

(3) アカデミック・ハラスメント

本校における地位の優越性を利用したハラスメント行為

不快な就学環境が形成されるような学校特有の嫌がらせ行為

(4) モラル・ハラスメント

異なる文化の中で育ってきた者に対し、その文化的背景への配慮を欠く言動によって相手を傷つけ苦痛を与える行為

(5) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為

(6) その他のハラスメント

本人が意図するか否かに拘わらず、一般的に他の者の意思に反して不利益・脅威又は屈辱感を与える言動、又は教育環境・職場環境等を悪化させる言動

(責務)

第 3 条 本校の構成員は、ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

2 所属長は、構成員に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 職員を監督する立場にある者は、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談)

第 4 条 所属長は、ハラスメントに関する相談に対応するため、職員の中からハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)の

プライバシーを保護し、かつ人権を侵害しないよう十分に配慮の上、相談を行うものとする。

(調査・指導・調停)

第5条 相談員は、ハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを教頭または事務長に報告する。教頭または事務長は事実関係を調査する必要がある時は、ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)の設置を所属長に請求する。

- 2 所属長はハラスメントの事実関係を調査する必要があると認められた時は、当該の事例ごとに調査会を設置する。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに所属長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 相談員からハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを報告された教頭または事務長が、指導・調停によって問題の解決が可能であると判断した場合は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行い、指導・調停にあたる。教頭または事務長は、指導・調停の結果を相談員に報告する。

(審議)

第6条 所属長は調査会の報告を受けて、必要と認める場合は、理事会で審議する。

- 2 理事会は、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導並びに措置に関して審議する。

(議決)

第7条 所属長は、理事会の決議を受けて、行為者とされた者に対して必要な措置を講じる。

(告知及び不服申し立て)

第8条 所属長は、審議の結果を、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、所属長に異義を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、所属長が別に定める。

付則

- 1 この規程は、平成30年2月21日から施行する。
- 2 平成15年11月20日施行の聖カタリナ女子高等学校セクシャルハラスメントの防止等に関する規程は廃止する。